

## 第3章 国民の権利及び義務

### 第25条 生存権、国の社会的使命

#### 憲法第25条

すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

#### 生存権とは何か

司会 K 今月は第25条生存権について皆さんと一緒に学習していきたいと思えます。25条は9条と並んで私たちには関心の高い条文ですが、意外とその本質が十分理解されているとは言えません。

25条の意味するものとはなんなのか、

K さんから説明を受けて討論に入りたいと思います。

K 人権には自由権と社会権があります。生存権は社会権の一つです。自由権とは精神的自由、経済的自由、心身の自由など国民一人ひとりが国家から介入されない自由な権利を言います。逆に国家が政策によって積極的に関与し、生存権はじめ社会保障や雇用政策、義務教育制度などを要求する権利を社会権と言います。

何故生存権が出てきたのでしょうか。資本論の学習でもイギリスの残酷な労働者の状態がえがかれていますが、資本主義は発展する中で様々な弊害と社会的弱者を生み出しました。そこで、国家に対

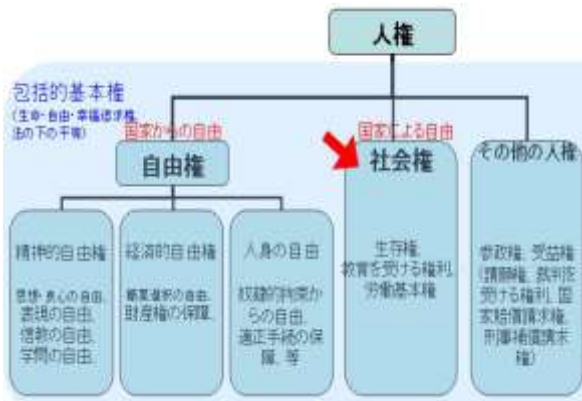
して積極的に国民生活に介入を求める生存権がうまれました。国家によって保障されるようになるのは近代国家になってからです。

第二次大戦が終わって憲法上に生存権を謳う国が多くなります。こうした流れの中で日本はマッカーサー草案にも日本の草案にもなかった「生存権」を衆議院の審議の過程で社会党の提案（高野岩三郎、鈴木安蔵ら民間の憲法研究会の草案が元）で制定されました。

この生存権に基づいて生活保護や国民健康保険、国民年金といった社会のセーフティーネット（安全網）が整備されたと言われています。

司会 K さんから25条の意義と歴史的

# ◆みんなの学習講座



背景について説明がありました。いかがですか。生存権が社会権たということは理解できましたか。憲法は自由権が主流ですが、資本主義の発達段階で貧富の差が拡大し、社会は疲弊していつて社会が成り立たなくなる。そこで、国民が生きていくことを保障するために、国が政策で富の再配分を行うということで生存権

が規定されたということでしょうか。  
**KII**ソ連をはじめとする社会主義国の存在が大きかったと思います。資本主義は発達し貧富の格差が拡大すると、恐慌などで革命が起きるのではないかとという恐怖が権力者にあった。そこで、社会主義に対抗するために国家が経済に介入し雇用政策、社会保障政策を前進させました。  
 ソ連崩壊後は社会主義を恐れることなくグローバリズム、新自由主義が進んで弱肉強食となつて生存権は吹っ飛んでいきます。  
**MII**08年リーマンショックをきっかけに経済恐慌が発生し今も回復していません。労働者の貧困が進行すると過剰生産物が消費できない。つまり生産と消費の矛盾から恐慌が起こります。資本は過剰生産物を消費しなければ困るので、恐慌を避けるために金融緩和で景気回復を図りますがうまくいっていません。貧富の差はますます広がるばかりです。  
 日々今、格差社会が問題になっています。ワーキングプアが自己責任にされ、年収

200万円未満の労働者は1000万人を超え、生活保護受給者は200万人を超えています。相対的貧困率は16%（2009年）でOECD34か国中下位4位となっています。このような貧困は、国家がつくりだしたものだと思えます。  
**NII**こに甲府市の生活保護世帯の実態がありますが、生活保護受給者の自殺率が高くなっています。また、生活保護費が引き下げられることは、保護を受けている人だけの問題ではないと思います。  
 最低賃金も引き下げられ、年金などあらゆる社会保障が引き下げられていくのではないのでしょうか。  
**AI**IIそうですね、自分の問題として受け止めていかなければなりません。私も年金生活ですが、年金から介護保険料、所得税などが引かれ年金額も下がっています。今年4月から70歳以上の医療費自己負担が2割になります。生活が苦しい高齢者は病院も我慢してしまいます。

## 生活保護は恥ずかしい？

司会Ⅱ生存権は本来一番身近なのだが、生活保護とか弱者とか、自分は生活に困っていないから生存権は自分には関係ないと思う人が多いという。自分はどうなのか、家族は親戚は友人は、子どもの代は、孫の代はどうなるのか生存権について考えてみて下さい。

IⅡ身近な例で、私のおばさんが生活保護の申請をし、市役所から私を含めて兄弟5人に面倒見てくれないかと連絡がありました。兄弟たちはそれぞれ断りました。

おばさんの娘、私のいとこは子供の結婚式を100人以上の参加者で豪勢にやりました。盛大な結婚式の直後に、母親の生活保護を申請したので、いとこたちは、それはおかしいとなったわけです。私もおかしいと思います。生活保護について私の感覚がいいのかどうかみんなで議論してほしいとおもいます。

司会Ⅱ今、生活保護について具体的な話

が出されました。生活保護は、ほんとうに困っている人を憲法25条に基づいて支援しています。IⅡさんのおばさんは生活保護を申請しましたが、IⅡさんは市役所から連絡が来て困惑していると言います。皆さんのご意見はいかがですか。

MⅡ人間は労働する。その労働は自分たちが生きていく以上のもを生産します。その剰余生産物によって社会は発展してきました。だから、働けなくなった老後は国が補償すべきだと思います。

KⅡそのために年金制度があるのでないですか。

IⅡおばさんは国民年金だけでは生きていけません。

司会Ⅱ自民党改憲草案は、第二十四条で「**家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない。**」と家族の原則という項目を付け加えています。これはどう見たらいいでしょうか。

OⅡ憲法が保障する社会の基礎単位は個人です。個人あってこそその家族であり、

地域であり、国家です。自民党草案のめざすところは、生活保護は家族で扶養義務を果たしてから申請しなさいとなり、生活保護申請の壁が高くなります。また、「育児や介護は自分でやりなさい」と社会の保障を求めるより自助努力が前面に出されています。

IⅡ家族の絆は大事だと思います。東日本大震災の被災者家族の映像を見たとき、何度も涙を流しました。まず家族が助け合うというのはいいと思います。だから、生活保護も努力もしないで保障を求めるのは、私からすれば恥ずかしい話です。

SⅡ私が十代の時に父親がけがをして働けなくなりました。母親は病弱で小さい妹がいました。生活保護の申請も考えましたが、両親は父の実家、母の実家、そして親戚に連絡がいくので恥ずかしくてとても耐えられないといいました。両親に泣きつかれて、まだバブル崩壊前の景気のいい時代でしたので、私が東京へ出て働くことになりました。一生懸命働いて月30万くらい稼いで家族を養いまし

## ◆みんなの学習講座



『原発の町を追われて～避難民・双葉町の記録』より

た。

おばさんの場合は、娘が定年退職になりました。娘はヘルパーの仕事をしていましたがやめて収入もなく親の面倒を見られない。おばさんはアパート住まいとなって生活保護を申請しました。子どもも親戚もみんな生活は一杯なのでおばさんを支えることができないということでした。

HII 親戚中へ連絡がいくこともおかしい。だから、親戚中に知られて恥ずかしいからとガマンさせられる人が出てきます。あくまでも個人だと思えます。個人が生きていけない状況ならば申請して

国が生活費を支給するのは当たり前でしょう。これが憲法で保障された権利です。よう。

SII 恥ずかしいから生活保護を受けないで餓死していくというニュースを何回も聞きました。さびしいですね。

KII 恥ずかしいというのは封建社会の家族制度が遺物として残っているからだと思います。憲法で個人の尊重と言っても、綿々と受け継がれてきた家族制度は簡単には払しょくできない。一人ひとりが学習したたかい続ける中で克服していかなければならぬ課題だと思えます。

**福島第一原発事故被災者は生存権を奪われている**

司会 II 25 条の 2 項に、「国は・・・社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書いてあることは全国民に関係することですが、現在、社会福祉、社会保障、公衆衛生を国はきちんと行っているでしょうか。

I II 福島第一原発事故被災者は、社会福祉、社会保障及び公衆衛生すべてダメです。生存権を奪われている状態です。生命に影響する被曝を受けています。

O II 東日本大震災の避難者は 14 年 2 月現在全国で 26 万 7 千人、全国 47 都道府県、約 1, 200 の市区町村に所在と復興庁は報告しています。内、福島第一原発事故避難者は 13 万人と言われています。過酷な避難所暮らしを続ける被災者の生命と財産は脅かし続けられています。被災者の暮らしを、25 条に見合ったレベルに一日も早く戻さなければならぬのは国の責任ですが、それが果たされていません。

KII 日本弁護士連合会は、「国は福島第一原子力発電所事故によって著しく人権が損なわれた被害者の尊厳を回復し、その生活再建を図るために、憲法に定めた幸福追求権（第 13 条）や生存権（第 25 条）、財産権（第 29 条）を始めとする人権保障規定の趣旨にのっとって最大限の努力を尽くさなければならない。」と声

明文を出しています。

**H** 甲斐市に避難しているお母さんは次のような心情を寄せてくれました。「2011年3月11日、私たち福島の人々は悲惨な原発事故により心の時計が壊れたままとなってしまいました。わが家は福島第一原発より50km。中の良い友人・知人、そして大切な家族、全てがばらばらとなり平穏な生活は奪われてしまったのです。事故後、夫は仕事のため福島に残り、私と子供は山梨へと別居生活が始まりました。しかし、心配なのは、生活ばかりではありません。一番は子供たちの健康です。事故当時の放射能の影響はどうなのか、寝ても覚めても心から離れることはなく、子供たちの笑顔の裏で親は苦しい思いをしているのです。人々を心身ともに苦しめ、地球上の環境を汚染する原発は即刻全面廃炉にし、再生エネルギーへと変換することを切に願います。」

## 子供 孫の時代は大丈夫か

**司会** 子供、孫の時代はどうなるでしょうか。

**M** 長女は子どもの大学へ行く金がないから、「おじいちゃん金をくりよう」と言ってきます。東京の大学へやると1000万かかります。今の若い人たちは子供を大学へやる余裕がありません。高等教育を受けさせることが難しくなっています。

**O** いい大学出なければいい会社へ就職できない。貧しい人の子どもは大学へ行けない。金持ちはいい大学を出て高収入の企業へ、貧困層の子どもは高等教育を受けられず低収入という貧困の連鎖が問題になっています。

**M** それは今の社会の法則です。一方に富が集中し他方に貧困は蓄積される。放っておくとますますひどくなります。俺たちはがんばって子どもたちにいい社会を残さなければならぬと思います。人間が人間らしく生き続け働きつづけられ

る社会を。

**S** 私も結婚当初は運動のためにしょっちゅう家にいない亭主で困ったもんだと思っていました。子どもができて、子どもへの愛情と責任を感じるようになってから、ああお父さんたちの運動は必要なんだと、そして、子どもたち、孫たちの時代にいい社会を残してやるためにもなくてはならないものだと感じました。**司会** いい話ですね。そういう風感じてくれる妻、家族がいるというのは大事ですね。Kさんは子供の教育、将来の生活に不安はありませんか。

**K** 自分の身体、金、ローンと不安だらけです。そして中1と高1の子どもの教育費のことを考えたら頭が痛くなります。派遣労働で日給8000円、25日働いてやっと月20万円、仕事を断ったり休むと次の仕事が来ないという不安がつきまといまいます。母ちゃんが働いても生活は大変です。

**M** 債務奴隷だ、大学を出ても奨学金で債務奴隷。家を建ててもローン返済のた

## ◆みんなの学習講座



反貧困ネットワーク 日本経団連前抗議行動

めに奴隷のように働く。貧困の蓄積、そういう社会をなくするために学習、反合理化、社会主義の運動が大事だと思います。司会 12条の不断の努力ということは自分たちの権利を主張していかなければならないということだと思いますが、そういう主張をする人を多くつくらなければならぬ、主張するためにはそうならない社会に対して怒りがなければなりません、今の生活で主張なり権利の行使はどう考えていますか

SII子供は大学に行きことに決まりました

たが、2年後には成績が悪ければ奨学金がなくなりませう。また、友達で成績が良い子が入学金を用意できないのであきらかに、先生になりたいと言っていた子が旅館の仲居さんに就職、もう一人はパン工場へ就職しました。これも格差社会の表れです。夢の持てる社会にしたい。経済的理由で進路をあきらめるのはかわいそうです。

AII改めて日本国憲法の素晴らしさを感じています。しかし、このままほっておいたら、この素晴らしい憲法も改悪される危険性が高まっています。憲法を活かす闘いを、生存権を活かす闘いを職場や地域のいろいろなところで起こしていかなければならないと思います。

KII無知ではいけないと思います。学習しなければ個人の尊重なんてわからないと思います。大学を卒業しなければ労働できないとすれば、そこまで無償で教育を受ける権利があります。

司会 1週刊金曜日の憲法特集号の表紙に、「あなたにも責任がある、知らなかった

では済まされない」と書いてあります。ナチスの時代にヒトラーは、巧妙に国民をだましワイマル憲法を機能しなくしました。いま、安倍首相は集団的自衛権を解釈改憲で実行できるようにしようとしています。私たちは知らなかったでは済まされないので立たされています。

憲法25条は、生活保護政策の根拠として使われることが多いかと思いますが、個別に貧困を救済する権利としてのみではなく、貧困を生み出す社会構造を排除する権利として位置づけることができます。国に援助を求めるとは、社会的弱者を作り出す政策をやめさせる。自分たちが力をつけ連帯し、悪辣な企業に要求して権利の回復をはかっていくということだと思います。「人間らしく健康に働き続ける、生き続ける」当たり前前の権利が25条なのです。

職場や地域に小さな学習会をたくさんつくって憲法をたたかいていく運動を広げていきましょう。